広島県公安委員会告示第7号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和5年2月2日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型式名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住所)
230226	告示の日 (令和5年2	回胴式遊 技機	S課長熊田工作G ZA	株式会社オーゼキ 代表取締役 国本 幸司	左同
	月2日)から	1又1 交	ZA	(大阪府大阪市中央区島之	
	3年間			内一丁目 22 番 17 号)	
230344	同上	同上	S/アナザーゴッ	株式会社ミズホ	左同
			ドハーデス/SL	代表取締役 海老原 信夫	
				(東京都江東区有明三丁目	
				7番26号有明フロンティア	
				ビルA棟)	
2 P14	同上	ぱちんこ	PGO!GO!郷	株式会社ニューギン	左同
99		遊技機	M3 - X	代表取締役 新井 悠司	
				(愛知県名古屋市中村区烏	
				森町三丁目 56 番地)	